

私だからできる**技**がある 平成29年度 香川県障害者技能競技大会

アビリンピックかがわ'17

日時 平成30年2月3日(土) 8:30~15:30
 競技開始/競技種目により9時~10時 表彰・閉会式/14時30分

場所 かがわ総合リハビリテーションセンターほか
 高松市田村町1114番地

障害者が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の方々から障害者に対する理解と認識を深めていただくため、香川県障害者技能競技大会を開催します。

参加費 無料(見学自由)

お問合せ先 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
 香川支部 高齢・障害者業務課
 TEL:087(814)3791

香川労働局からのお知らせ

「1人でも雇ったら、労働保険の加入手続きが必要です。」

労働者(パート・アルバイトを含む)を1人でも雇えば、原則として業種・規模の如何を問わず、事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)の加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

詳しくは、香川労働局労働保険徴収室(電話087-811-8917)又は、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所までお問い合わせください。

香川県特定最低賃金(4業種)が平成29年12月15日から

- ① 冷凍調理食品製造業は、時間給 **767円**
- ② 機械器具等製造業は、時間給 **890円**
- ③ 船舶製造・修理業、
船舶機関製造業は、時間給 **903円**
- ④ 電気機械器具等製造業は、時間給 **841円**

に改正されることになりました。
 ご不明の点につきましては、

香川労働局 賃金室 (TEL087-811-8919)
 へお問い合わせ下さい。

職業安定法が改正されました

~労働者の募集や求人申込みの制度が変わります~

平成30年1月1日から

詳細は、厚生労働省のホームページに、改正法に関する資料として随時掲載しています。<http://www.mhlw.go.jp>

お問い合わせ

香川労働局 需給調整事業室
 電話番号 087-806-0010

1 募集・求人時の労働条件等の明示について

労働者の募集・求人等における現行の労働条件等の明示義務について、明示事項の追加、遵守すべき事項の明確化等がされます。

2 労働契約締結前の労働条件等の明示について

求職者等が、労働契約締結の前に、職業紹介・募集広告で示された労働条件と異なる内容等が含まれていないか確認できるよう、求人者等に新たな明示義務が課されます。

日本政策金融公庫 国民生活事業からのご案内

＜まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度＞

対象制度	一部を除く普通貸付、特別貸付、経営改善資金貸付及び生活衛生貸付(衛経を含む)	
ご利用いただける方	① 地方(注)で、新たに1名以上(従業員21名以上の場合は3名以上)の若者(35歳未満)を雇用する方 ② 本社を東京23区から地方に移転する方または店舗・事務所、工場等を地方に新設もしくは増設する方 ③ 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく「くるみん認定」を受けた方 ④ まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略により、地方創生に資する事業として、地方公共団体が認めた事業を行う方	
ご融資利率	対象制度に定める利率-0.1%	

(注)「地方」とは、東京23区、仙台市、名古屋市、大阪市、福岡市を除く地域をいいます。

＜ソーシャルビジネス支援資金＞

ご利用いただける方	地域や社会が抱える課題の解決を目的とする事業を営む方		
ご融資限度額	7,200万円(うち運転資金4,800万円) 通常の融資限度額とは別枠		
ご融資利率	NPO法人	① 保育サービス事業・介護サービス事業等を営む方	特別利率C
		② 公庫の定める要件を満たす事業を営む方	特別利率A
		③ 認定NPO法人・仮認定NPO法人	
		④ 上記①~③に該当しない方	基準利率
NPO法人以外	① 保育サービス事業・介護サービス事業等を営む方	特別利率C	
	② 公庫の定める要件を満たす事業を営む方	特別利率A	



日本政策金融公庫
 高松支店 国民生活事業

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無等により異なる利率が適用されます。

※ ご相談の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

【お問い合わせ先】日本政策金融公庫 高松支店 国民生活事業
 住所：高松市寿町2-2-7(いちご高松ビル2F) TEL:087-851-0198